

## わが国林学草創期における林政学について

福 島 康 記

## はじめに

島田錦蔵『新訂 林政学概要』<sup>(1)</sup>の序に、わが国における林政学の文献は、明治三十六年川瀬善太郎『林政要論』、本多静六『林政学』<sup>(3)</sup>、明治四十一年小出房吉『森林政策』<sup>(4)</sup>、昭和十五年蘭部一郎『林業政策 上巻』<sup>(5)</sup>が発刊されたのみ、前三者はドイツの斯学からの翻案の域を出たにすぎず、園部博士のものは上巻のみ刊行され、政策本論は未刊行の下巻に所蔵されるべく残っている。とある。この「翻案」の語にわが師島田が籠めた意味に興味が持てる。

小論では林学成立の経過を辿り、その中で作られる林政学教科書とはどんなものだったか、本文の一部も示し見ることに

とする。林学草創期の林政学教科書は、明治時代に出版された本多、川瀬、小出の著作になる。大正及び昭和戦前期のものは蘭部「林業政策 上巻」のみである。東京山林学校及び東京農林学校時代林政学を講じた中村弥六は教科書を残していない。まず、林学の黎明期に遡り、そこで活躍した人々の姿を見てみよう。

## 一 わが国林学の黎明期に活躍した人々

わが国林学はドイツ林学の導入により始まる。その経過を整理・記録したものに、根岸賢一郎ほか「千葉演習林沿革資料(六)」―松野先生記念碑と林学教育事始めの人々―<sup>(6)</sup>がある。その記述によって林学黎明期の経過を辿ってみることに

するが、森川潤「ドイツ林学を受容過程―農科大学成立の条件について」<sup>(7)</sup>も参考にした。

まず、わが国林学教育の黎明期に主役となるのは、樹木試験場を開設したのち、それを足場に東京山林学校を開設した「松野潤」、東京山林学校の内容を充実し、東京山林学校が駒場農学校と合併し東京農林学校林学科となった時代にも引き続き活躍した「中村弥六」、ついで東京農林学校が帝国大学の分科大学のひとつ、農科大学となったのちに、林学の教育体制を整えた「志賀泰山」の三人である。準主役として、帝大総長に就任する以前から林学への理解が深かった「濱尾新」をあげている。中村と志賀は、大学南校↓東京開成学校(東京大学の前身)の在学時代からの友人であり、濱尾は当時から二人の師だった。こう述べて、松野、中村、志賀につき経歴を記している。

品川弥二郎の薦めで林学を学ぶことになった志賀は、ザクセン王国高等森林学校、ミュンヘン大学に留学する。品川がドイツ公使として赴任してくると、品川を貴族所有林など集約経営の森林を案内する。品川はそれ以来日本林学振興の熱心な推進者となった。また文部省専門学務局長濱尾新の欧州視察の際にも林学施設を案内、林業・林学的重要性につき啓蒙した。こうして、林業行政上の重要事項は品川の、林学教育上の重要事項は濱尾の援助を受けて解決することになる。

志賀は明治二三年大林区署長と兼務で農科大学教授となる。緒方道平を嚆矢として、松野潤、中村弥六、志賀泰山らの林学導入における活躍は、何れも政府高官の指示ないし後押しを受けて実現するのである。それには松野らの才覚もさることながら、明治期の殖産興業策、官林整備の重要性が背景にあること言うまでもない。

明治二十三年東京農林学校は帝国大学農科大学林学科になる。東京山林学校から東京農林学校、さらに農科大学への道筋は平坦なものではなかった。東京山林学校では、中村が志賀ら他分野の人材をリクルートし、さらにドイツに留学生を派遣し、ドイツから外国人教師を招聘し(ミュンヘン大学での同窓生マイエル及びグラスマン)、教科の充実を努めた。

明治二十二年中村は教授を辞任、林務官として山林局勤務となる。さらなる活躍が期待されたが、山林局には彼を煙たく思う勢力があり、嫌気がさして政界に進出することになる。

なお、前記した森川は、初期の林学留学生がすべてミュンヘン大学森林植物学教授ハルティヒ(Robert Hartig)のもとを訪れ、ハルティヒ・ルートともいうべき林学生生の留学ルートが形成される<sup>(8)</sup>。そして、一八八〇年代のミュンヘン大学国家経済学部は林学六講座を前面に押し出した。黎明期の日本の林学教育を担う留学生がすべてミュンヘン大学国家経済学部<sup>(9)</sup>に留学し、その学科課程を忠実に移植した、と述べて

いる。

帝国大学移行の際には、高橋琢也のように、官林の管理経営者の養成が主務である筈と農科大学への移行に反対する意見も強かった。その一方、帝国大学評議会には、農学・林学・獣医学に対する学問的評価から、分科大学に加えることに対する反対意見が多かった。それを文部省専門学務局長濱尾新が抑えて、帝国大学農科大学が設置される。

志賀は教育体制は日本人の教官によるべきと考え、農林学校卒業生から優れた人材を選んで早急にドイツに留学させ、林政学の専門家を仕立てたいと考える。山林局勤務の川瀬善太郎を選び、その留学を東京帝国大学評議会に諮り、明治二十五年、川瀬の留学を実現させる。志賀は明治二十六年まで教授として勤め、その後は講師として明治三十三年まで勤めるが、大半の期間は林務官であった。明治二十九年、官界を離れるが翌年早くも復職、折から国有林野特別経営事業の開始に当たり、その基礎三法といわれる重要な内規等の立案・制定に努める。明治三十六年、四九歳で退官、のち木材防腐の研究に専念する。

松野、中村、志賀が林学の専門教育に携わった期間は短く、しかも比較的若い年代である。志賀の辞任により林学黎明期は終わる。その後を引き継ぐのが本多静六、川瀬善太郎、河合錦太郎、右田半四郎、諸戸北郎らである。彼らは定年まで

勤めている。これらの人々が林学の草創を担ったのである。

萩野敏雄『第4・林学と原稿の個人史』の附「大久保利通建議書」の中の(一)「山林局職制」の「本局」は「本局の事務分ケテ四課トス」とあり、「第四課 林学 考究培養経験ノコトヲ掌ル」とある。「ここで『林学』とあるのは新造語であり、その歴史性からして再認識すべき概念であろう。」こう萩野は述べている。山林局の職制の一つ、課として「林学」が創始されたということになる。

明治二十五年、ミュンヘン大学から学位を受けた(私費留学)本多静六が帰国する。山林局に就職の予定だったが、志賀泰山の計らいで農科大学助教となる。本多は造林学が専門だったが、川瀬が帰国するまで林政学の講義も行うことになる。三年後、川瀬は帰国する。こうして、本多次いで川瀬が農科大学の教壇に上がり林政学を講ずることになる。

こうしてわが国の林学は、為政者が人造りから誘導、その人達がドイツに留学、その国の林学をわが国に輸入し官学として創り上げた、ある種の「空中楼阁」だったことが分かる。そして国有林の山林官が大学の教授になり、また山林官に戻るといふように、国有林あるいは国の行政組織と一体と言ふべき形で林学の実体が作られてきた。

## 二 林政学とは何か

このような経過の中で形作られた林政学とは何か見てみよう。まず林政学教科書の構成をみる。川瀬『林政要論』の編・章は、次のようになっている。

緒説 第一編 国家経済上に於ける森林の関係 第一章 森林の直接利用 第二章 森林の間接利用 第二編 森林の所有 第一章 森林の所有及び林業の沿革 第二章 各種森林の所有 第三編 森林に対する政府の任務 第一章 保護林 第二章 森林警察 第三章 森林刑事 第四章 林役権 第五章 林地の整理及び分割制限 第六章 林業組合 第七章 営林監督 第八章 森林教育 第九章 森林試験所森林統計及び森林会 第十章 木材関税及木材貿易

本多・川瀬とも同じような教科書のこの構成は、彼らが範とするドイツの林政学教科書に倣ったものである (J. Lehr, Forstpolitik im Handbuch der Forstwirtschaft, 第一版、一八八七年及び Max Endres, Handbuch der Forstpolitik, 第一版、一九〇五年、章節名参照)。

川瀬は「森林の所有及び林業の沿革」の章で、「ドイツ森林は中古には濫伐に任され、十七世紀末から十八世紀始めにかけて漸次保護されるが、従来重要視されていなかった林役権の行使頻繁となり落葉下草採取甚だしく、森林濫伐が進んだ。一方、往時の狩猟特権から森林権が分離されそれが変じて警察権となった。林業経営者は専門的知識のない狩猟者だった

が、G.L. Hartig (一八一一〜一八三七年「プロイセン」国森林行政を司る) (H.v. Cotta, Hundeshagen (Thuebingen) / Heyer (Gissen) など輩出) 専門林業者を養成し又学術研究を為し殊に造林学・森林数学・經理等の原則を発見せられしこと少なしとせず」とも述べた。

前述したが、志賀の計らいで助教になった本多は造林学が専門だが、川瀬が留学を終え帰国するまでの間林政学を講じた。そのテキストとなったものであろう、本邦で初めて出版された林政学教科書、農科大学助教授林学士ドクトル本多静六『国家と森林の関係 林政学前編 本多氏蔵版』を著した。本多は明治三十六年に、明治二十七年版を改訂した『増訂 林政学』を出版している。以下、本多著の引用・記述は、断らない限り『増訂版』のものである。「林政学とは何か」については、内容に大きな違いがない川瀬の記述を記す。

川瀬善太郎は、その著『林政要論』の「緒説 林政学の解」で、「林政学は独逸語に Forstpolitik と称す。然れども此用語たる漸く十九世紀の終において Lehr 氏の始めて採用したるものなり。即ち往時にありては諸学者種々の名称の下に林政学を講じ従って其の説術する所及び之が範圍も亦た多少の差異あり」として、各学者が林政学に対して下した名称及び「義解」の大要を述べている。それは省略するが、続けて川瀬はこう述べる。「Lehr 氏は森林及び林業を国家及び国民経

済上之が経営に対して學術的論究を為すにあり。…中略…林政の実務とは林業に對する公共的即ち国家的業務を云ふなり。而して之が為に政府は森林に向て或は制限的干渉を加え或は之が保護養生を強め或は之が事業の奨励を為す。…中略…余輩は又たTorgi氏の義解に倣い林政の範圍を二様に別ち政府が森林及び林業を國家經濟上より觀察し最も大なる國民の福利を計る是れ即ち林政の業務なり。又森林及び林業を國家經濟上より論究し彼れが最大利益を給する原理を知る。是れ即ち林政の要旨なりと解説せんとす。因て吾人は森林の國家經濟上に於ける關係を説術し後林業に對し國家の採るべき政策に及ばんとす。元來林業上私人經濟 (Privatwirtschaft) の關する事項及び之か經營方法を研究するは森林經理學の範圍に屬するを以て林政學は深く此に論到せざるべきなり<sup>13)</sup>。

もう一人教科書を書いた小出房吉の『森林政策』については、川瀬『林政要論』を引用している部分もあり内容にとくに特徴はみられないので省略する。

### 三 市町村林論について

川瀬の言う「森林に對する政府の任務」、つまり当時の國の林政の主要な対象と考えられるのは国有林、市町村だが、紙数がなく、後者の論説のみ見る。なお、本多・川瀬とも、私有林に關しては保安的制限及び施業監督について触れるの

みである。政府内務省は明治二十一年市制・町村制の公布(翌年施行)以來、町村合併を強力に進め、同時に部落・旧村の持つ山林の新町村への統合を進め、町村基礎財源の強化を図ろうとしてきた。両者の著書が発刊されて七年ののち、明治四十三年には市町村財政安定と草山から人工林への転換を目的とし、農商務・内務次官通牒「公有林野整理開墾に關する件」が出され、部落有林野の町村への統一と造林を強力に進めようとした。同年に開始される治水事業によりそれらは財源を得て実績を上げるに至り、その後政府・府県の助成により人工造林が進められる元となる<sup>14)</sup>。

川瀬は「町村林の必要」において、「森林の所有及び使用は往古何れも共同的で所在地方の住民は殆んど自由物の如く使用収益してきたが、經濟關係及び民事法律關係の進歩するに従いこれら不確定の使用収益権は解除され、一方町村行政の進歩は完全な財産を必要とし、ことに今の自治制度においては完全なる方法で經營管理し、自治の資とすべきである。森林は、町村財産として最適の性質を持ち、永久保続の法案を立て異動更改するを許すことがなければ、確固不動の元資である<sup>15)</sup>」。「林業は其範圍廣大、収入も巨大であるにも拘らず經營業務は實に簡易、当初は多少費用と労力は要るが、法止の形状となる時は一施業区で一人の施業者と二三の保護吏で足りる」と述べた。

關連して川瀬は「林役権」の章で、独逸に於ける林役権の起原を詳述し、「領主町村及び一箇人に付て種々異りたる關係を以て成立せしと雖も之を要するに設定行為、時効及び法律の規定に従うものの外は今日の法律上純然たる地役権と稱すべきものなく悉く当初恩惠の又は默認により使用収益を許され或は之に向て幾分の対償を為し(物品、金錢、或は労役を以て)因習馴致し終に一種の權利を構成したものなり故にその權利主体も今日の地役の如く確固たる不動産に從属せず多くは部落其ものに付随せり因て又此点に付て見るときは我國旧時の藩有林に於て地元村民の使用収益を許されたるもの又村有林に於る入會権の如きものと殆ど同一なり我國の藩有林又は村有に於る入會権に付ては目下材料蒐集中にして他日一書を編纂せんとす<sup>16)</sup>」。こう述べ、經濟の進歩、農工業の發達はこの權利の必要度を減らし、一方的林業の合理的進歩は大いに林役権の妨害を認めるに至ったとして、林役権の整理及び解除につき独逸、奧太利、葡萄牙の例を述べている。

次の記述は、地方的な林役権解除についての川瀬の判断基準を示したものである。「要するに林役権解除の必要は國家經濟上より觀察し其解除に依て林業の利を増進すると農業又は其地方の便益を刪減するとの比較上林利の増大が優る場合に生ずべき事にして農業者が若しも其林役権解除によりて得たる賠償を以て農事の改良を成功し以前に増すの利益を生ず

る場合の如きは無論林役権の解除を行ふべしと雖も要役者の得たる賠償資本は彼れ等に於て生産的に浪費し若くは死蔵せられ一方に於ては農業の衰退を來し或は森林地方の貧民の如き彼れが職業と生活の途を失うに至る等の場合に於ては政府たるもの林役権の解除に付き十分なる注意と考慮を要すべきものなり殊に其解除の賠償として給與す可き物件に付ては最も安全に利用せらるるものを選ばざる可からず<sup>17)</sup>。

この林業と農業の選択ないし競合そして両者の關連の問題は、地主の算段としてだけでなく、まさに國家經濟上の問題であった。のちに經濟學・經濟史學の論点となる。

川瀬は、財産として安全・確実であり、しかも収入は巨大だが造成に大きな費用を要せず、森林が法正状態になれば經營管理に人手が要らず市町村の財産に最も適していると述べた。本多も「正當なる林業は法正蓄積 (Normal-vorrat) 消耗を許さざるものなれば宛も法律が基本財産の消耗を禁する旨趣に合し」と川瀬同様、ドイツ林學の知識を交えた論理で、ドイツ的林業にならぬ。そして川瀬は、「林役権はわが國藩有林又は村有林における入會権の如きものと殆ど全一である<sup>18)</sup>」から、ドイツの例を参考にし、一般の農民が草肥、牛馬の飼料採取している入會山を市町村有として統一し、植林を進めよというのである。

#### 四 高橋琢也『町村林制論』について<sup>20)</sup>

高橋は松野と同年代であり、松野、中村、志賀同様ドイツ語に堪能であった。大学南校の教授方から陸軍兵学寮出仕となり、ドイツ兵制・兵書の翻訳に従事した。明治十八年当時、山林局長だった武井守正が欧州各国から持ち帰った膨大な資料翻訳のため、参謀本部西周の斡旋により同年高橋が山林局勤務となった。高橋は武井の指示により各国の制度を調査した。それに基づいた明治十九年「大小林区官制」により国有林管理組織が発足した。明治二十二年、林務官になり、青森大林区署長、二十七年山林局に戻り森林法制定の業務に係わり、二十八年山林局長、二十九年議会上に森林法案提出、紛糾した審議の末三十年法成立、その五月後に依願免官、のち様々の役職を歴任、沖縄県知事、貴族院議員ともなる。

高橋は、明治二十一年『町村林制論』を著している。『森林杞憂』(明治二十一年)、『森林法論』(明治三十一年)と併せた三部作は本多・川瀬に先駆けた林政論である。

森林は適正な人為を加え保護政策をとれば莫大な利益を生む。所有者以外の者もつ森林特有の利用権は不合理であり公認すべきでない」と『森林杞憂』で述べた。『町村林制論』では、明治二十二年発布の「市町村制」は自治分権の制度であり、真正の自由を国民に与え国民に向って最大の福祉を授

けることを予知させるものだ。森林は最も堅固で広大、市町村の基本財産として最も適する。自治分権の国は町村林の荒廃甚だ少なく、反って画一聚権の国に町村林の荒廃極めて多い。社会生活上の自由を一層広大ならしむるものは憲法国会と市町村制であるとした。高橋は市町村制実施の時宜に適合した内務省筋の行政・政治の課題から入り、話題は各国の地方自治制度の歴史、地方制度論に及び、わが国の町村有林・共有林を荒廃から救い、林業を振興し、殖産興業及び市町村財政の安定に結び付けようとしたのである。明治初期の林政に即応し、川瀬らの林政学の流れの源流と言うべきか。

#### 五 川瀬の入会権研究について

川瀬は大正元年、『林政要論』で予告した入会権研究につき、『公有林及共同林役(即入会関係)<sup>21)</sup>』を発刊した。そこで川瀬は、ドイツ及びわが国の公有林に於ける権利関係や経営(管理官行を推奨している)、ドイツ林役権の消除、わが国部落有林の整理などにつき改めて述べている。緒説で、ドイツの共同林役権と入会関係は「酷似」(川瀬『公有林及共同林役』<sup>22)</sup>)だから、林役権の「整理消除に関する事項は本邦入会関係の整理に対し最も参考となるものなり」として、ドイツの共同林役権の成立から消除の過程を「ダンケルマン」の著書などにより述べている。

三井昭二は「明治から大正初期に展開された川瀬の入会林野論は、ドイツ林学における森林の官行管理論と法正林的林業経営を推進するためのものであり、その結果周辺住民の生活への配慮を欠いていた明治期の日本林政を象徴する理論であった。」(『林政学的コモンズ論の源流』)と述べているが、本多も川瀬同様の主張をしている。

歴史学及び法律学分野からの批判を見てみる。

まず、西川善介の見解は、大日本山林会では早くも明治二十一年「林役権を解除する方法如何」の論題で会員の研究報告会を開催している。この場合、入会権なる語を用いないで、独逸語の *Forssevirint* の訳語林役権を使用しているところに継承時代の特徴を見出せるわけである。それは、明らかに入会権の代替語として用いられている。入会林役権説はその後林学者川瀬善太郎が「林役権について」(『大日本山林会報』明治二十九年五月一六号、六月一六二号)を報告することによって多少内容的に規定されてくる。しかしそれはせいぜいドイツ林役権の研究を一步進めた程度で、「部落有林」統一問題の国家事業に参加以来、結局は政策的傾向を強く打ち出してゆく。

次に、東海林邦彦は、「十九世紀プロイセンにおける『林役権』の解体過程」において、「ドイツの林役権に関し、わが国において戦前に林政学者によって紹介・研究されている。

それは主として林役権の消除の可否、評価・補償等の事項が中心であり、しかもドイツの林学書の翻訳の域を殆ど出していない。それは、林業の保護・振興という林政的立場からする入会権規制・解体政策の理論的基礎づけ、又は参考資料としてようとしたものであって、政府の入会権政策にもならぬかの影響を与えたと思われる。」<sup>23)</sup>と述べた。

#### おわりに

明治政府は、「殖産興業」のための近代化政策を欧米の文物の輸入を中心に進めた。林学においては帝国大学農科大学を拠点として、留学生を派遣し外国人教師を雇い、ドイツ林学が輸入された。カメラリズムさらにはドイツ財政学は国家の官僚がおこなう財政技術に重要な視点をおく財政学であるが、林政学にはカメラリズムの色彩が強く残ったようである。川瀬らの主張は明治政府の政策に沿う、ないし主導する形で展開した。

政府の政策の当否は人により判断の別れるところであろうが、川瀬・本多ともドイツの事情との比較の対象として以外わが国の林業にはほとんど関心を示さず、ドイツの林業・林学をわが国に持ち込もうとする考え方は気になるところである。

研究者が、社会科学の諸分野の発達の成果をも得て、わが

全国各地の山村・林業の歴史及び実態を確かめ、異分野との交流も経て、自らの林政学を構築する作業によってはじめて林政学が近代科学として確立されるものだと考える。島田が言った「翻案」の意味は明らかであろう。川瀬、園部から東大林政学講座を継いだ島田はその作業を続け、その業績は戦後林業経済研究の出発点ともなった。

## 注

- (1) 島田錦蔵『新訂 林政学概要』、地球出版、昭和
- (2) 川瀬善太郎『林政要論』、有斐閣、明治三十六年
- (3) 本多静六には『国家と森林の関係 林政学前編 本多氏蔵版』、発行者本多静六、明治二十七年、があり、それを改訂したものが『増訂 林政学』、発兌元 博文館、明治三十六年、であり、島田はそれを指した。
- (4) 内田老鶴圃、明治四十一年
- (5) 日黒書店、昭和十五年
- (6) 『演習林』第四六号、東京大学附属演習林、二〇〇七年
- (7) 作陽学園学術研究会『研究紀要』一九卷一、一九八六年
- (8) 前掲森川論文九頁
- (9) 前掲森川論文一二頁
- (10) 前掲秋野敏雄著書、四〇頁
- (11) 前記注(3) 参照。
- (12) 川瀬前掲書、一頁

- (13) 同前、二〇三頁
- (14) 林野庁、昭和三十五年、七一四〇七三二一頁参照
- (15) 川瀬前掲書、三二五〇三二七頁
- (16) 同前、三二八〇三二九頁
- (17) 同前、四二五〇四二六頁
- (18) 同前、四三三〇四四九頁
- (19) 同前、四三三〇四三三頁
- (20) この項、高橋琢也『町村林制論』(東京医大による複製版)及び小林富士雄『異能の山林局長 高橋琢也―『森林杞憂』・同復刻版刊行を機に―』、森林技術協会『森林技術』八一―号、二〇〇八年、参照
- (21) 川瀬善太郎『公有林及共同林役』、三浦書店、大正元年
- (22) 川瀬前掲書、二〇〇頁
- (23) 川瀬前掲書、二二二頁
- (24) 井上真編著『コモンズ論の挑戦』、新曜社、二〇〇八年、所収、二二〇―二三頁
- (25) 『大日本山林会報』明治二十九年五月二六一号、六月一六二号、西川善介『林野所有の形成と村の構造』、御茶ノ水書房、一九五七年、三六四〇三六八頁
- (26) 『法学』三四卷一、一九七〇年
- (27) 同前一〇七五頁

(元東京大学教授)